

公益法人の寄附金収入に関する実態調査

平成 29 年 7 月
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

I 調査の概要

1 調査の目的

公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附に係る税制の検討に資するため、

- ・公益法人における税額控除制度の利用状況
 - ・平成28年度税制改正（税額控除証明取得に関する P S T 要件の緩和）に関する認識
 - ・現物による寄附の受入状況
- 等を把握する。

2 調査の対象

平成 28 年 7 月末時点における公益社団法人及び公益財団法人 9,454 法人
回答法人数 5,443 法人（回収率 57.6%）

3 調査事項

- ・法人規模等（公益目的事業費用の額、職員数、実施している公益目的事業の種類）
- ・税額控除対象・非対象の状況等（P S T 要件緩和の認識、税額控除証明取得の意思、取得に当たっての障害等）
- ・寄附の受入状況等（寄附金収入の必要性、寄附の受入形態、資産寄附税制に関する意見等）

4 調査の時期

平成 29 年 1 月 10 日から同年 2 月 10 日まで

5 調査の方法

オンライン調査（調査に必要な I D ・パスワードを郵送し、オンラインにて回答）

※ I D ・パスワードの郵送や回答ページの作成・集計等を民間事業者に委託して実施

※本調査は、統計法に基づく一般統計調査である

Ⅱ 調査結果の概要

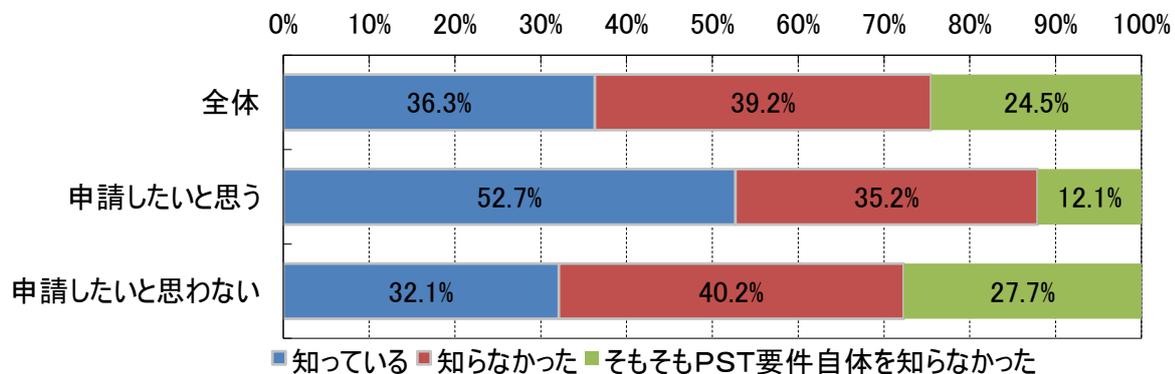
1. 税額控除制度について

(1) P S T要件の緩和の認識

平成28年度税制改正によるP S T要件の緩和の認識の有無については、「知っている」が30.2%にとどまり、「知らなかった」及び「そもそもP S T要件自体を知らなかった」と回答した法人が69.8%であった。

| | 法人数 | 構成比 |
|----------------------|-------|--------|
| 知っている | 1,638 | 30.2% |
| 知らなかった | 2,086 | 38.4% |
| そもそもP S T要件自体を知らなかった | 1,706 | 31.4% |
| 有効回答者数 | 5,430 | 100.0% |

一方、税額控除証明の取得希望の有無別に、P S T要件の緩和の認識を集計したところ、税額控除証明を「申請したいと思う」と回答した法人においても、「知っている」と回答した法人は52.7%であった。



※クロス集計における「全体」の集計は、いずれの設問にも有効な回答をした者を集計したものであるため、設問ごとの集計と異なる場合がある。

(2) 税額控除対象法人の比率

税額控除対象法人であるか否かについて調査したところ、「税額控除対象法人である」と回答した法人が、25.3%を占めた。

一方、今回の調査に回答した全ての公益法人について、平成29年1月9日時点で実際に税額控除対象法人である法人は、11.6%にすぎなかった。

| | 今回の調査結果 | | (参考)平成29年1月9日 時点で税額控除対象法人 であるか否か | |
|-------------|---------|--------|--|--------|
| | 法人数 | 構成比 | 法人数 | 構成比 |
| 税額控除対象法人である | 1,375 | 25.3% | 634 | 11.6% |
| 税額控除対象法人でない | 2,973 | 54.8% | 4,809 | 88.4% |
| 分からない | 1,081 | 19.9% | | |
| 有効回答者数 | 5,429 | 100.0% | 5,443 | 100.0% |

(3) 税額控除証明の取得希望

「税額控除対象法人ではない」と回答した法人のうち、税額控除証明の取得を希望するか否かについては、「申請したいと思う」と回答した法人が20.4%となっている。また、税額控除証明の取得希望を公益目的事業費用の額別に見ると、公益目的事業費用が1億円未満の法人（平成28年度税制改正によるPST要件緩和の対象）の方が、1億円以上の法人に比べて申請を希望する割合が高かった。

| | | 全体 | 税額控除証明の取得希望 | |
|------------------------|-------|--------|-------------|------------|
| | | | 申請したいと思う | 申請したいと思わない |
| 全体 | | 2,958 | 603 | 2,355 |
| | | 100.0% | 20.4% | 79.6% |
| 公益目的 事業 費用の 額 | 1億円未満 | 1,327 | 314 | 1,013 |
| | | 100.0% | 23.7% | 76.3% |
| | 1億円以上 | 1,631 | 289 | 1,342 |
| | | 100.0% | 17.7% | 82.3% |

※クロス集計における「全体」の集計は、いずれの設問にも有効な回答をした者を集計したものであるため、設問ごとの集計と異なる場合がある。

2. 寄附の受入状況等について

(1) 税額控除対象法人の受入寄附金額・受入寄附件数

「税額控除対象法人である」と回答した法人に対し、税額控除証明の取得前後の受入寄附金額・受入寄附件数を調査し、平成29年1月9日時点で税額控除対象法人である法人の回答を集計したところ、税額控除証明の取得前後で個人からの受入寄附金額が増加又は維持された法人が55.6%であり、個人からの受入寄附件数が増加又は維持された法人は51.8%であった。

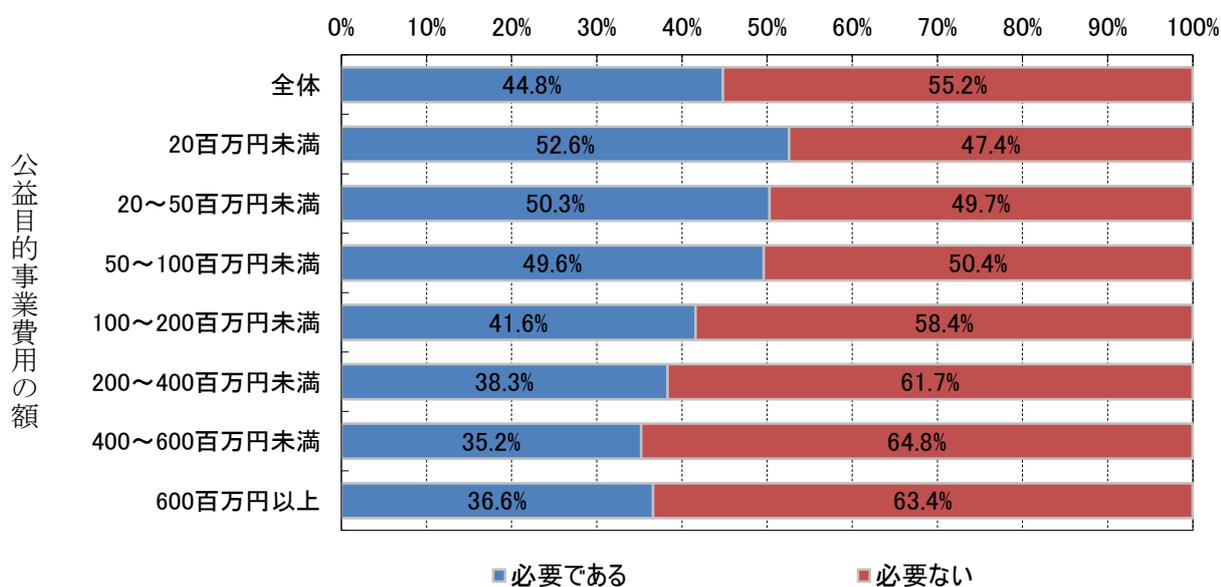
| 証明取得前年度から証明取得後年度にかけての個人からの受入寄附金額の変化 | 法人数 | 構成比 |
|-------------------------------------|-----|--------|
| 増加しているもの | 213 | 51.4% |
| 変わらないもの | 17 | 4.1% |
| 減少しているもの | 184 | 44.4% |
| 有効回答者数 | 414 | 100.0% |

| 証明取得前年度から証明取得後年度にかけての個人からの受入寄附件数の変化 | 法人数 | 構成比 |
|-------------------------------------|-----|--------|
| 増加しているもの | 179 | 46.6% |
| 変わらないもの | 20 | 5.2% |
| 減少しているもの | 185 | 48.2% |
| 有効回答者数 | 384 | 100.0% |

(2) 寄附金収入の必要性

寄附金収入の必要性については、「必要である」と回答した法人が44.8%であった。公益目的事業費用の額別に見ると、公益目的事業費用が少ない法人の方が、寄附金収入を必要としている割合が高い傾向にあった。

| | 法人数 | 構成比 |
|--------|-------|--------|
| 必要である | 2,429 | 44.8% |
| 必要ない | 2,987 | 55.2% |
| 有効回答者数 | 5,416 | 100.0% |



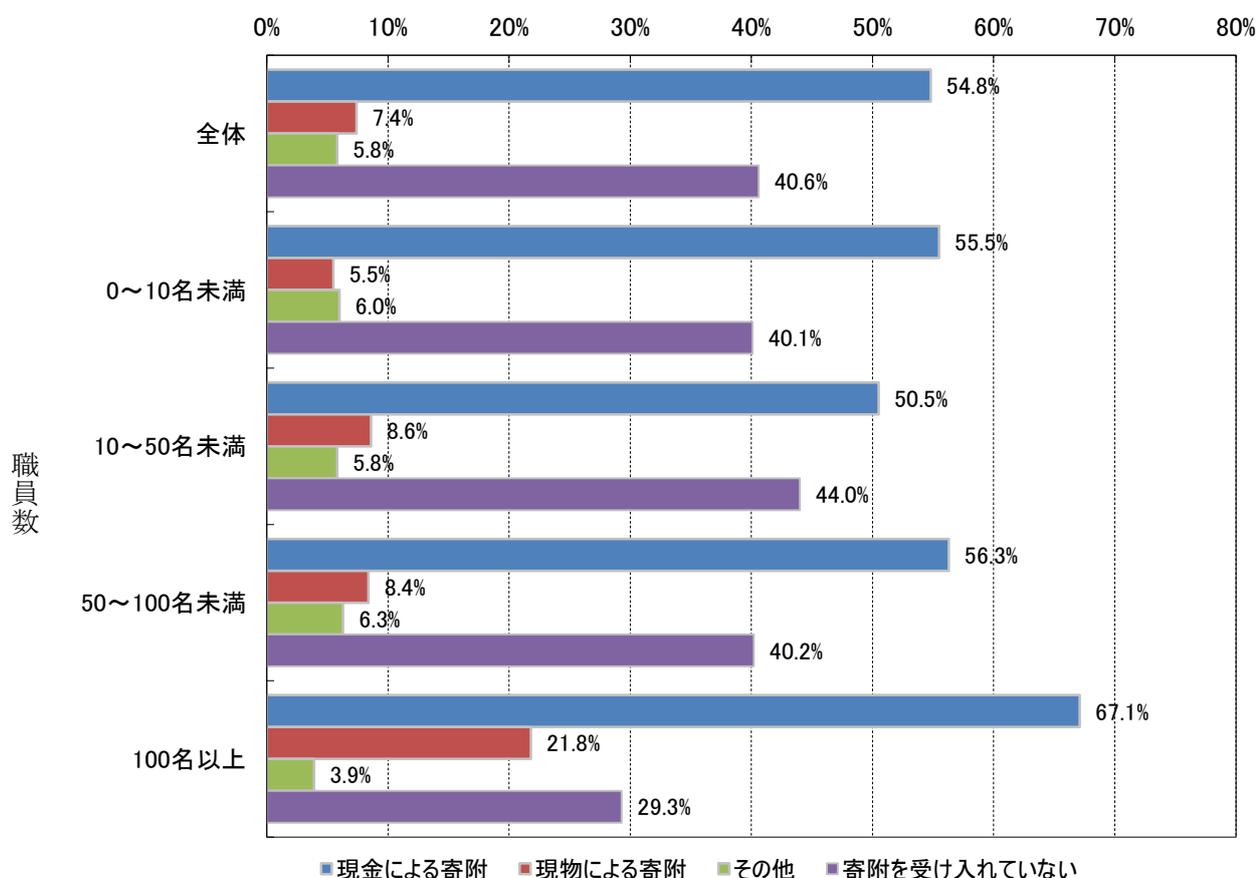
※クロス集計における「全体」の集計は、いずれの設間にも有効な回答をした者を集計したものであるため、設間ごとの集計と異なる場合がある。

(3) 寄附の受入形態

寄附の受入形態については、「現金による寄附」が54.7%を占め、「現物による寄附」は7.5%であった。なお、「現金による寄附」と回答した法人のうち、「寄附者が業者に委託して現物を換金し、現金で納付されている寄附がある」と回答した法人は、49法人であった。

職員（常勤及び非常勤）数別に見ると、職員が100名以上の法人において、「寄附を受け入れていない」と回答した法人の割合が最も低く（29.3%）、寄附の受入れを行っている法人の割合が高かった。「現物による寄附」についても、職員が100名以上の法人で21.8%と高くなっており、「現物による寄附」の受入れに当たっては、ある程度の職員数が必要になるものと考えられる。

| | 法人数 | 構成比 |
|-------------|-------|--------|
| 現金による寄附 | 2,959 | 54.7% |
| 現物による寄附 | 404 | 7.5% |
| その他 | 315 | 5.8% |
| 寄附を受け入れていない | 2,199 | 40.7% |
| 有効回答者数 | 5,409 | 100.0% |



※クロス集計における「全体」の集計は、いずれの設問にも有効な回答をした者を集計したものであるため、設問ごとの集計と異なる場合がある。

(4) 寄附された現物の種類

「現物による寄附」を受け入れたと回答した法人において、寄附された現物の種類については、「一般的に市場で入手できる動産」が54.8%、「一般に市場では入手できない動産」が28.3%、「不動産（土地、建物等）」が15.7%となっている。動産については、市場で入手できるか否かに関わらず、換金せずに活用した寄附がそれぞれの寄附のうち約9割を占める。

| | 法人数 | 割合 |
|---|-----|--------|
| 一般的に市場で入手できる動産（本、ブランド品、有価証券等。被災地向けの支援物資を除く） | 213 | 54.8% |
| 一般的に市場では入手できない動産（美術品等） | 110 | 28.3% |
| 不動産（土地、建物等） | 61 | 15.7% |
| 被災地向けの支援物資 | 21 | 5.4% |
| その他 | 74 | 19.0% |
| 有効回答者数 | 389 | 100.0% |

※複数回答であるため、各項目の回答数の合計が、有効回答者数に合致しない。

(5) 現物寄附の受入希望

寄附の受入形態において「現物による寄附」と回答しなかった法人において、現物寄附を受け入れたいと「思う」と回答した法人は、4.8%に留まった。「現物寄附の受入れを検討したことがない」と回答した法人は52.1%であった。

| | 法人数 | 構成比 |
|--------------------|-------|--------|
| 思う | 228 | 4.8% |
| 思わない | 2,068 | 43.1% |
| 現物寄附の受入れを検討したことがない | 2,498 | 52.1% |
| 有効回答者数 | 4,794 | 100.0% |

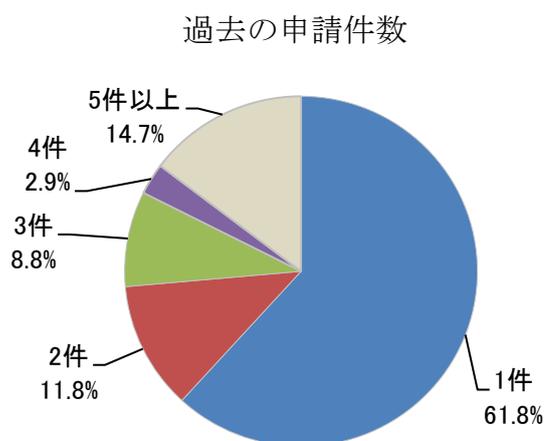
(6) みなし譲渡所得税が非課税となった寄附の受入れ

寄附の受入形態について「現物による寄附」と回答した法人において、みなし譲渡所得税が非課税となった寄附の受入れ（平成20年12月以降）については、「非課税申請が行われ、実際に非課税となったものがある」が10.4%、「非課税申請が行われたが、国税庁長官の承認を受けられなかったものがある」が1.0%、「現在、非課税申請を行っている」が2.9%であった。これらの法人においては、申請件数が1件のみの法人が61.8%であったが、5件以上の申請が行われた法人も14.7%存在した。

なお、「非課税申請が行われ、国税庁長官の承認を受けたが、寄附から2年を経過した日までに寄附された資産を公益目的事業に使用しなかったため、非課税とならなかったものがある」と回答した法人はいなかった。

| 項目 | 法人数 | 割合 |
|---|-----|--------|
| 非課税申請が行われ、実際に非課税となったものがある | 32 | 10.4% |
| 非課税申請が行われ、国税庁長官の承認を受けたが、寄附から2年を経過した日までに寄附された資産を公益目的事業に使用しなかったため、非課税とならなかったものがある | 0 | 0.0% |
| 非課税申請が行われたが、国税庁長官の承認を受けられなかったものがある | 3 | 1.0% |
| 現在、非課税申請を行っている | 9 | 2.9% |
| 非課税申請が行われたものはない | 149 | 48.4% |
| わからない | 121 | 39.3% |
| 有効回答者数 | 308 | 100.0% |

※複数回答であるため、各項目の回答数の合計が、有効回答者数に合致しない。



<参考：用語の解説>

○公益法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた公益社団法人及び公益財団法人。

○行政庁

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第3条に規定する行政庁。

○所得控除制度

個人が公益社団法人及び公益財団法人に寄附を行った場合に、所得税が一定程度優遇される制度。全ての公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附が対象となる。

○税額控除制度（税額控除対象法人）

PST要件を満たすことについて、行政庁から税額控除証明を受けた法人（税額控除対象法人）に対し、個人が寄附をした場合、所得税が一定程度優遇される制度。税額控除対象法人に寄附をした場合には、寄附者が所得控除制度又は税額控除制度のどちらを利用するか選択できる。

○所得控除制度と税額控除制度の違い

いずれも個人が行った寄附に対し、所得税が優遇される制度であるが、税の優遇を受ける際の計算方法が異なる。一般に、所得控除制度は高所得者ほど減税効果が大きく、税額控除制度は低所得者ほど減税効果大きい。

（例1）年収500万円の者が1万円を寄附した場合

所得控除制度では1,600円の優遇、税額控除制度では3,200円の優遇

（例2）年収5,000万円の者が1万円を寄附した場合

所得控除制度では3,600円の優遇、税額控除制度では3,200円の優遇

OPST要件

法人が幅広い人々から支持を受けていることを示す指標。具体的な要件は以下のとおりで、法人が過去に受けた寄附実績（例えば5年間の平均値）において、以下の要件1及び要件2いずれかの要件を満たすことが必要となる。

<要件1（絶対値要件）>

【平成28年度税制改正による緩和前】

3,000円以上の寄附者が、年平均100人以上。

（公益法人の事業規模に関わらず全ての法人で同一の要件）

【平成28年度税制改正による緩和後】

3,000円以上の寄附者が、年平均100人以上。

ただし、公益目的事業費用が1億円に満たない事業年度がある場合には、その事業年度の寄附者数は、（ア）により計算した判定基準寄附者数を用いて上記の要件を判断し、かつ（イ）の要件を満たすこと。

$$\text{（ア）判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 1 \text{億}}{\text{公益目的事業費用の額の合計額}}$$

（1,000万円未満の場合には、1,000万円）

（イ）寄附金総額が年平均30万円以上

<要件2（相対値要件）>

法人の経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1/5以上

○みなし譲渡所得税

個人が現物資産（土地、建物、株式、美術品等）を寄附した場合には、これら資産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、これらの資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して寄附者に所得税が課税される。

○みなし譲渡所得税の非課税特例

個人が現物資産（土地、建物、株式、美術品等）を公益法人等に寄附したとき、その寄附が公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすとして国税庁長官の承認を受けた場合には、本来課税される所得税が非課税となる。

【問合せ先】

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

担当：風早、近藤

直通：03-5403-9528